

# 地域共生社会の在り方検討会議における議論の状況について

令和7年3月18日

厚生労働省 社会・援護局地域福祉課

# 地域共生社会の在り方検討会議 概要

## ①設置の趣旨

- 地域共生社会の実現に向けた取組については、平成29年の社会福祉法改正により、市町村による包括的な支援体制の整備について努力義務規定が盛り込まれるとともに、令和2年の同法改正により、重層的支援体制整備事業が新設されたところ。
- 令和2年の改正法附則第2条において、施行後5年を目途として施行状況について検討を加えることとされており、地域共生社会の実現に資する施策の深化・展開について、また、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応や、総合的な権利擁護支援策の充実等について、検討することを目的として開催する。

## ②主な検討事項

1. 「地域共生社会」の実現に向けた方策（地域共生社会の実現に資する施策の深化・展開、重層的支援体制整備事業等に関する今後の方向性）
2. 地域共生社会における、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応及び多分野の連携・協働の在り方
3. 成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実

## ③構成員

朝比奈 ミカ	市川市よりそい支援事業がじゅまる+（多機関協働等） 市川市生活サポートセンターそら 総合センター長	上山 泰	新潟大学法学部法学科教授
尼野 千絵	特定非営利活動法人暮らしづくりネットワーク北芝 地域ささえあい推進室コーディネーター	菊池 馨実	早稲田大学理事・法学学術院教授
石田 路子	特定非営利活動法人高齢社会をよくする女性の会 副理事長	栗田 将行	社会福祉法人福岡市社会福祉協議会 地域福祉部事業開発課長
伊藤 徳馬	茅ヶ崎市こども育成部こども育成相談課こどもセンター 課長補佐	田中 明美	生駒市特命監
奥田 知志	特定非営利活動法人抱樸 理事長	中野 篤子	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 常任理事
勝部 麗子	社会福祉法人豊中市社会福祉協議会 事務局長	永田 祐	同志社大学社会学部社会福祉学科教授
加藤 恵	社会福祉法人半田市社会福祉協議会 半田市障がい者相談支援センター センター長	原田 正樹	日本福祉大学学長
鍋木 奈津子	上智大学総合人間科学部社会福祉学科准教授	松田 妙子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会 理事 特定非営利活動法人せたがや子育てネット代表
		(座長) 宮本 太郎	中央大学法学部教授

## ④今後のスケジュール（予定）

令和6年6月～令和7年1月：自治体・有識者等へのヒアリング（計8回）、令和7年3月：これまでの議論を踏まえた論点の整理  
令和7年夏目途：とりまとめ（令和7年度以降：関係審議会で議論）

# 検討会議における主な論点とこれまでの議論

## 地域共生社会の実現に向けた取組

- 地域共生社会の理念・概念の再整理【第4回（9/30）】
- 包括的支援体制の整備・重層的支援体制整備事業の今後の在り方【第2回（7/29）】【第6回（11/26）】
- 福祉以外分野との横断的な連携・協働の在り方【第4回（9/30）】

## 地域共生社会における、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応

- 身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題への支援（相談窓口・総合的支援策）の在り方【第5回（10/29）】
- 身寄りのない高齢者等を地域で支える体制（関係機関とのネットワーク構築等）の在り方【第5回（10/29）】

## 成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実

- 法制審議会における議論等（法定後見制度の開始・終了等に関するルールの方等の見直し）も見据えた、総合的な権利擁護支援策の充実の方向性等【第3回（8/21）】
  - ・ 新たな連携・協力体制の構築による生活支援や意思決定支援の在り方
  - ・ 「中核機関」（※）に求められる役割及びその位置付け

※権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関・体制

## 社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の地域共生社会の担い手としての役割や経営の協働化・大規模化等上記以外の論点

- 社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の地域共生社会の担い手としての役割や経営の協働化・大規模化等の在り方【第7回（12/26）】
- 災害時の被災者支援との連携の在り方【第7回（12/26）】
- 若者支援の今後の取組の方向性【第8回（R7/1/31）】

# 全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）について（抄）

（令和5年12月22日全世代型社会保障構築本部決定）

## Ⅱ 今後の取組

### 3. 「地域共生社会」の実現

人口構造及び世帯構成が変化し、家族のつながりや地縁も希薄化し、移動手段の確保も困難となる中で、今後、更なる増加が見込まれる単身高齢者の生活について、住まいの確保を含め、社会全体でどのようにして支えていくかが大きな課題である。高齢者福祉、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、外国人も含め、人と人、人と社会がつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らせる包摂的な社会の実現が必要である。そこで重要なのは、各種サービスの担い手等による連携の下、地域全体で、多様な困りごとを抱える人やその家族を包括的に受け止め、一人一人に寄り添い、伴走支援するという視点である。この伴走支援は、各種サービスにつなぐという役割のみならず、人と人とのつながりを創出すること自体に価値を有するものである。

単身高齢者、生活困窮者を始めとする地域住民が安心して日々の生活を営むことができるよう、入居後の総合的な生活支援も含めて、地域住民の生活を維持するための基盤となる住まいが確保されるための環境整備が必要であることから、住まい政策を社会保障の重要な課題として位置付け、必要な制度的対応を検討していく。

#### <② 「加速化プラン」の実施が完了する2028年度までに実施について検討する取組>

##### ◆ 身寄りのない高齢者等への支援

- ・ 高齢者を中心として単身世帯等の急増が確実に見込まれる中で、身元保証から日常生活支援、死後事務の処理に至るまで、広く生活を支えていくため、**既存の各施策も踏まえた上で、必要な支援の在り方について検討を行う。**

## 第1 目的及び基本的考え方

### 2 基本的考え方

（2）一人暮らしの高齢者の増加等の環境変化に適切に対応し、多世代が共に安心して暮らせる社会の構築

全ての世代において、高齢期は若年期からの延長線上にあることを認識しつつ、歳を重ねることによって生ずる様々な変化や影響、必要なサポート等について、学びを深め、世代間の相互理解の醸成を図っていく必要がある。

今後、一人暮らしの高齢者の増加等が見込まれる中で、高齢期においても地域で安全・安心に暮らせるようにすることが必要である。経済社会の急速な変化の中で、個々人が抱える多様で複合的な課題や生活上のニーズへの対応を可能とすべく、地域社会を構成する様々な主体がそれぞれの役割を効果的に発揮できるような体制づくりや制度整備を始めとした取組が不可欠である。

また、世代を超えて、地域において共に生き、共に支え合う社会の構築に向けて、幅広い世代の参画の下で地域社会づくりを行える環境を整備していくことで、地域のセーフティネット機能を高めていくことが重要である。

## 第2 分野別の基本的施策

### 2 健康・福祉

#### （7）身寄りのない高齢者への支援

高齢期において、望まない孤独や社会的孤立に陥ることを防ぐため、地域におけるインフォーマルな関係づくりが重要となることから、地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの設置に向けた伴奏支援等の実施や重層的支援体制整備事業等の活用により、自治会や町会、スポーツ団体やNPO等のボランティア団体等、地域の多様な団体が連携して支援する環境整備に取り組み、日常生活での緩やかなつながりづくりや居場所づくりを推進する。

地域の関係機関が身寄りのない高齢者を円滑に支援するためのガイドラインの作成や相互のネットワークの構築等について、**都道府県・市区町村における取組事例を収集し、情報提供を行うこと等により促進する。**

身寄りのない高齢者等の相談を受け止め、地域の社会資源を組み合わせた包括的支援のマネジメント等を行うコーディネータを配置した窓口の整備を図る取組や、十分な資力がないなど民間事業者による支援を受けられない人等を対象とした総合的な支援パッケージを提供する取組の試行的な実施を通じて課題を整理し、**身寄りのない高齢者等への必要な支援の在り方について検討を進める。**

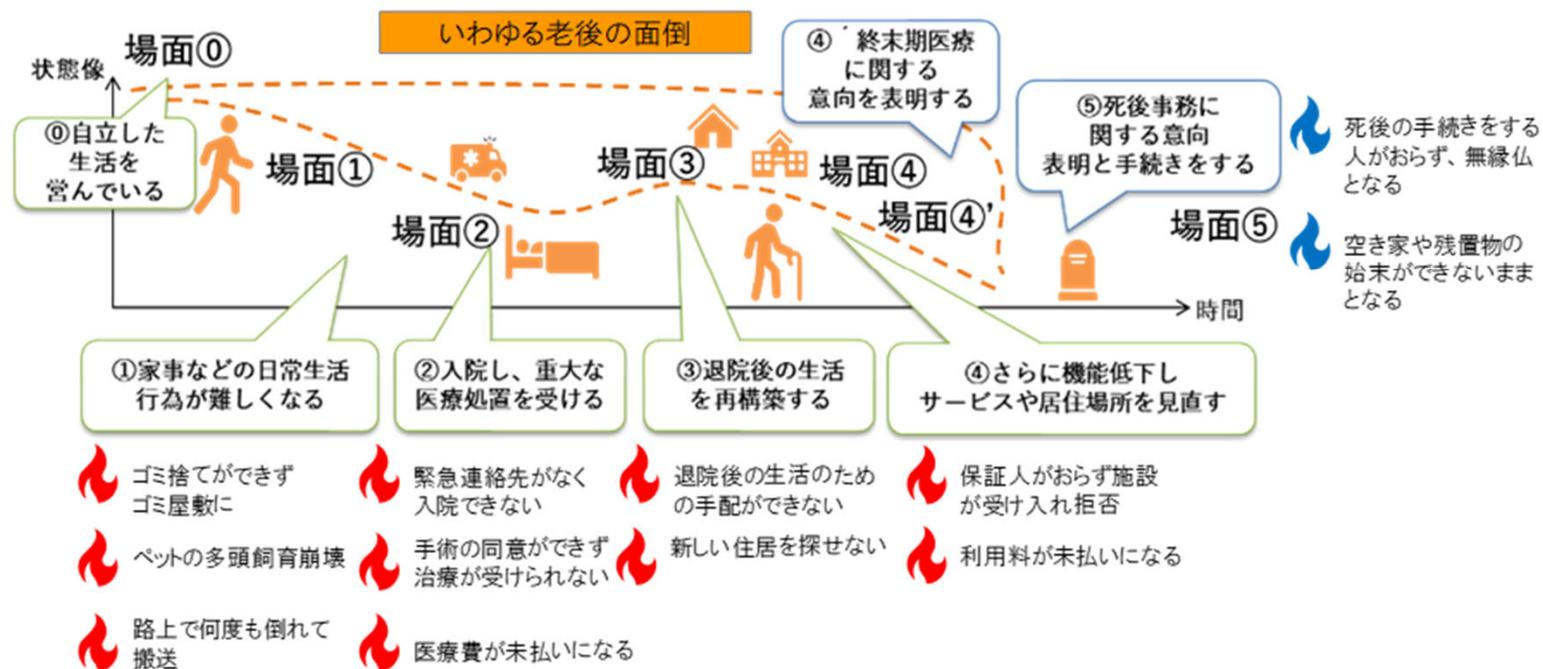
利用者が安心して高齢者等終身サポート事業を利用できるよう、2024年（令和6年）6月に関係府省庁が連携して策定した「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」に基づき、事業者の適正な事業運営を確保し、当該事業の健全な発展を推進する。

# 身寄りのない高齢者の生活上の多様なニーズ・諸課題等の実例

○ 高齢期の問題  
解決の場面の例



○ 問題が解決し  
なかった場合に  
起こることの例



# 身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するためのモデル事業の実施

(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：「持続可能な権利擁護支援モデル事業」)

## 1 事業の目的

- 身寄りのない高齢者等の生活上の課題に向き合い、安心して歳を重ねることができる社会をつくっていくため、市町村において、①身寄りのない高齢者等の生活上の課題に関する**包括的な相談・調整窓口の整備**を行うとともに、②主に十分な資力がないなど、民間による支援を受けられない方を対象に**総合的な支援パッケージを提供する取組**を試行的に実施し、課題の検証等を行う。

## 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

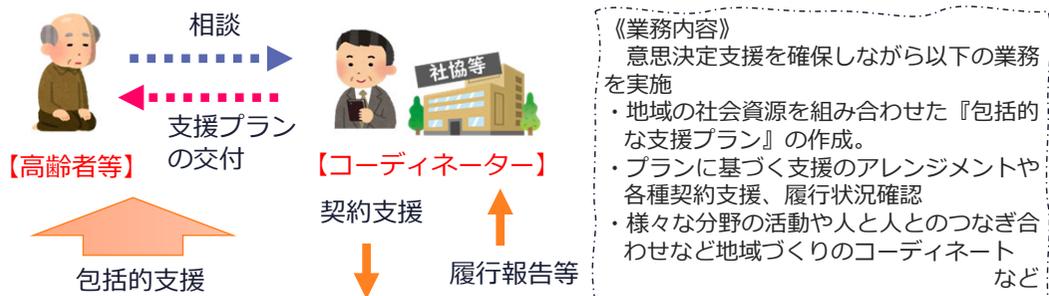
【実施主体】市町村（委託可）

【基準額】1自治体あたり 5,000千円/取組

【補助率】3/4

### 1. 包括的な相談・調整窓口の整備

身寄りのない高齢者等の相談を受け止め、公的支援や民間事業者等が提供するサービスなど**地域の社会資源を組み合わせ**た**包括的支援のマネジメント**や**各種支援・契約の履行状況の確認**等を行う**コーディネーター**を配置した相談・調整窓口を整備。



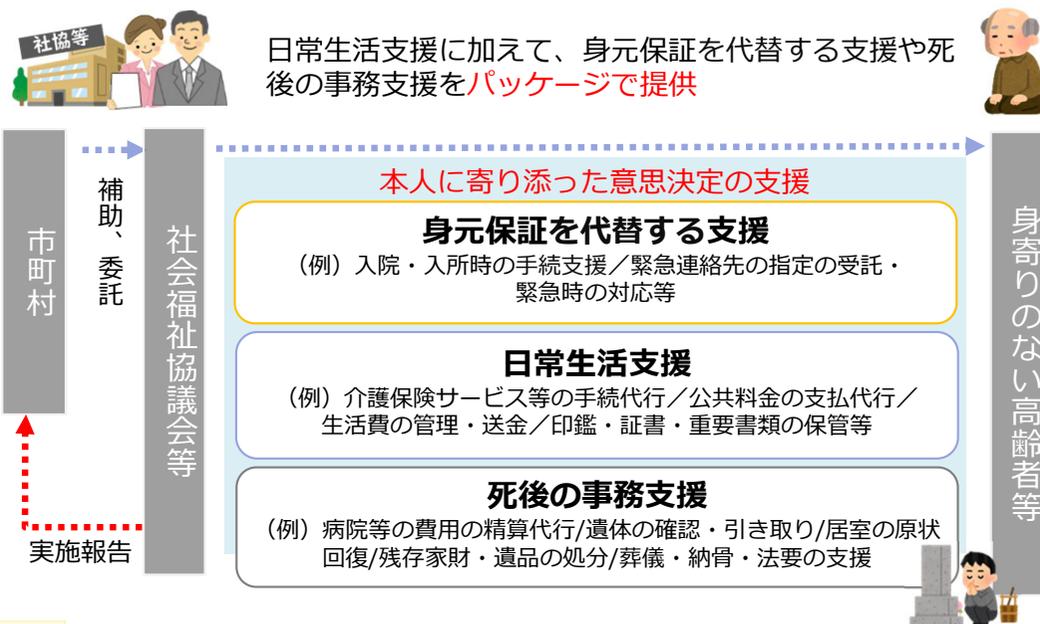
### － 単身高齢者等包括支援プラットフォーム －

入居支援	見守り	法律相談	終活支援	死後対応
つながり支援	生活支援	財産管理	権利擁護	残置物処分

家賃債務保証など

### 2. 総合的な支援パッケージを提供する取組

十分な資力がないなど民間による支援を受けられない方や社会資源が乏しい地域で生活する方が支援の狭間に落ちることのないよう、身寄りのない高齢者等を対象に、**意思決定支援を確保しながら、日常生活支援に加えて、入院・入所時の身元保証を代替する支援や死後の事務支援を併せて提供**する取組を実施。



誰もが安心して歳を重ねることができる「幸齢社会」づくりの実現

- 今後、身寄りのない高齢者等が増えることが見込まれるが、既存の各施策も踏まえた上で、どのような支援が必要と考えられるか。
  - ・ 身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題(身元保証、日常生活支援、死後事務の処理等)に関する相談への対応の在り方について、どのように考えるか。例えば、地域の社会資源を組み合わせた包括的支援のマネジメント等を行うなど、相談窓口の在り方についてどのように考えるか。
  - ・ 身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応する民間サービスもあるが、十分な資力がないこと等により民間事業者による支援を受けられない方もいる。そうした方々に対する必要な支援の内容やその方法等について、どのように考えるか。
  - ・ 身寄りのない高齢者等を地域で支える体制(関係機関とのネットワーク構築等)の在り方についてどのように考えるか。
- ※ 身寄りがあっても家族・親族との関係は様々であり、一律に身寄りがある者を対象外とするものではないことに留意する必要がある。
- ※ 検討に当たっては、地域資源・財源に限られる中、既に地域に様々な相談体制が整備されていること、支援の持続可能性、資力の状況は様々であること、第3回当会議の検討事項として提示した判断能力が不十分な人を地域生活で支えるための方策との類似性、既に他制度において関係機関間のネットワークの構築が促進されていること等も考慮する必要がある。
- ※ 併せて、令和6年度より実施している「身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するためのモデル事業」の実施状況や、高齢者等終身サポート事業を取り巻く状況の動向等についても留意する必要がある。

## 第5回地域共生社会の在り方検討会議（10/29）における主な意見要旨

### （相談窓口の在り方）

- 従来の介護・障害・こどもといった各領域の支援体制に生活困窮者の支援体制が加わり、権利擁護支援、住まい支援の体制整備が図られる必要がある中、身寄りのない高齢者等の支援のための窓口を新たに設けるのは、既存の相談窓口と重なった感じが強く、そうした人的資源が各自治体・地域にあるとも思えない。課題は、こうした複数の支援体制の活用を通じて、地域固有のニーズや資源に照らして、身寄りのない高齢者等の相談支援をどのように図っていくか、これら複数の支援体制相互の協働・連携をどう図っていくかである。

### （支援策の在り方）

- 資力がない人も支援が必要であるということは当然の前提なのですが、費用負担が可能な場合は、民間サービスがあればそれでいいのかということも、また少し考える必要がある。
- 総合的な支援パッケージを提供する仕組みとして、日常生活自立支援事業の拡充・発展が考えられる。その際、地域での支援の担い手として、必ずしも社会福祉協議会に限定する必要があるのかどうかは検討課題である。社会福祉法人も地域の担い手として期待されると同時に、第2種社会福祉事業の担い手が社会福祉法人に限定されていないこととの関連で、地域の支え手である非営利組織などにも開いていくことも検討の余地があるのではないかと同時に規制・監督をかけていくことも、あり得る検討課題である。

### （身寄りのない高齢者等を地域で支える体制（関係機関とのネットワーク構築等）の在り方）

- すでに孤独・孤立対策のプラットフォームがあるが、市内で生活をする上で必要な人たちが、金融機関から商工、介護、障害、いろいろな方たちが入っているのだから、ここをうまく活用して、この身寄りのない問題も議論するというのは1つあると思った。運営会議みたいなものをつくって、民間にお願いしたとしても、そこをちゃんと見守っていくような体制をつくっていくというのが1つあるかと思った。
- 身寄りがないというのは、もう第2のスタンダードだ、スタンダードのことだというふうに変える意識を。意識を変えて、地域でガイドラインをつくっていく。地域でどのように対応していけばいいか、みんなで考えようということ。そして、地域でルールをつくっていく、チームをつくっていく。本人、身寄りのない人も身寄りのない人を支援する人も、みんな孤立させないようにしていく。